

唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託

プロポーザル実施説明書

令和8年4月

唐津市上下水道局

目次

I	概要	2
1	委託業務名	2
2	本業務の委託範囲	2
3	委託期間	2
4	許認可等の取得に関する事項	2
5	法令等の遵守	2
6	問合せ先	2
II	プロポーザル参加要件等	3
1	参加資格に関する要件	3
2	参加資格の喪失	3
3	プロポーザルに関する留意事項	4
III	プロポーザルに関する手続等	6
1	プロポーザル参加資格確認申請	6
2	プロポーザル参加資格確認申請の審査	6
3	プロポーザル参加資格の確認結果の通知	6
4	説明会の開催及び提案書作成に必要な資料の貸出し	6
5	業務提案書等に係る質問の受付	6
6	質問に対する回答	7
7	関係図書の公開及び入手方法	7
8	業務提案書等の提出	7
9	ヒアリングの実施	8
10	本委託業務に係る提案見積限度額	8
11	申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合の取扱い	9
12	プロポーザルの辞退	9
13	プロポーザル参加に係る申請書類等の作成に関する取扱い	9
IV	受託候補者の選定等	10
1	評価体制	10
2	評価の方法	10
3	受託候補者の選定	10
4	評価基準	10
5	得点化方法	10
6	業務評価点の最低基準点	11
7	評価内容	11
8	総合評価値が最も高い者が2者以上いる場合の取扱い	13
9	受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明	13
10	契約保証金の額、納入時期及び返還時期	13

このプロポーザル実施説明書（以下「本書」という。）は、唐津市水道事業（以下「委託者」という。）が委託する唐津市水道事業唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式の参加者（以下「プロポーザル参加事業者」という。）の募集及び選定を行うにあたり、必要な事項を定めるものである。本書は、次の書類と一体をなすものである（本書を含めて、以下「実施説明書等」という。）。

- (1) 公募公告
- (2) 要求水準書
- (3) 契約書（案）
- (4) 金抜き設計書

I 概要

1 委託業務名

唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託

2 本業務の委託範囲

本業務の委託範囲は、導水施設、送水施設及び配水施設の維持管理等業務であり、別に定める要求水準書に従い実施するものとする。

3 委託期間

本業務の委託期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。ただし、契約締結の翌日から令和9年3月31日までは引継期間とする。

4 許認可等の取得に関する事項

本業務の実施に関し許認可等の申請・届出は委託者が行うが、書類等の作成に当たって、本業務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は委託者を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届出について、委託者は受託者を支援する。

5 法令等の遵守

本業務の実施に当たって、水道法（昭和32年法律第177号）その他の関係する法令、条例、規程、基準等を遵守しなければならない。詳細については要求水準書を参照のこと。

6 問合せ先

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局業務課業務係

TEL：0955-72-9145

FAX：0955-72-9301

E-mail：suidou-gyoumu@city.karatsu.lg.jp

唐津市ホームページ

<http://www.city.karatsu.lg.jp/>

II プロポーザル参加要件等

1 参加資格に関する要件

参加申込期日時点において次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 唐津市競争入札参加資格登録名簿の水道施設工事に登録されていること。
- (2) 単独企業体又は共同企業体であること。単独企業体の場合は唐津市内に本店があり、入札参加資格について当該本店での登録を受けていること。共同企業体の場合は次に掲げる条件をすべて満たす者とする。
 - ア 共同企業体の構成員数は3者までとする。
 - イ 共同企業体の構成員の最小出資比率は30%とする。
 - ウ 構成員の中から代表構成員を決定するものとする。代表構成員は唐津市内に本店があり、入札参加資格について当該本店での登録を受けている者とし、かつ出資比率は構成員中最大とする。
 - エ 共同企業体の運営方式は、各構成員が対等の立場で一体となって業務を履行する共同履行方式とする。
 - オ 共同企業体の構成員は、単体事業者または他の共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加する者でないこと。
- (3) 唐津市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年企業管理規程第19号）第5条第1項に規定する指定給水装置工事事業者証の交付を受けていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）により、更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 私的独占の禁止（平成11年法律第225号）により、再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 唐津市から指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 代表者及び役員等が次に掲げるいずれかに該当する者でないこと、又は次に掲げる者が経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号（以下「法」という。））第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）をいう。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）をいう。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 参加資格の喪失

プロポーザル参加事業者が委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該参加事業者のプロポーザル参加資格を取り消すものとする。

3 プロポーザルに関する留意事項

(1) 公正なプロポーザルの確保

プロポーザル参加事業者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザルの取りやめ等

プロポーザル参加事業者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加事業者を参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。これらの場合においてプロポーザル参加事業者が損害を受けることがあっても、委託者は、その賠償の責を負わない。

(3) 使用言語、単位等

プロポーザルの参加に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(4) 提出書類の取扱い

ア 著作権

プロポーザル参加事業者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加事業者に帰属する。ただし、公表、展示その他委託者が本業務に関し必要と認める用途に用いるとき、委託者は必要な範囲でこれを無償で使用することができる。この場合、プロポーザル参加事業者の技術・商業上のノウハウは、公表しない。

イ 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、プロポーザル参加資格確認申請書又は業務提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して参加資格を取り消すことができる。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行ったプロポーザル参加事業者が負う。

(6) 提供資料の取扱い

委託者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。

また、本業務に係る検討の範囲内であっても、委託者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(7) その他

ア 本業務のプロポーザルについては、次の条例等（本市ホームページに掲載）を熟知のうえ、参加すること。

(ア) 唐津市水道事業給水条例（平成17年条例第266号）

(イ) 唐津市工業用水道事業給水条例（平成17年条例第274号）

(ウ) 唐津市水道事業給水条例施行規程（平成17年企業管理規程第12号）

(エ) 唐津市水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程（平成17年企業管理規程第18号）

(オ) 唐津市工業用水道事業給水条例施行規程（平成17年企業管理規程第20号）

イ 委託者は、実施説明書等に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項が

生じた場合には、本市ホームページを通じてプロポーザル参加事業者に通知する。

また、公募公告以降、実施説明書等を補完又は修正する追加資料を委託者が公表した場合は、当該追加資料が実施説明書等の記載内容に優先するものとする。

なお、追加資料の公表は、本市ホームページで行う。

Ⅲ プロポーザルに関する手続等

1 プロポーザル参加資格確認申請

プロポーザルへの参加希望者は、参加資格確認申請書一式を次のとおり提出すること。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加資格確認申請書（第1号様式）

（ただし、共同企業体の場合は、唐津市建設工事に伴う業務委託共同企業体取扱要綱（平成27年告示第236号）第9条第1項で定める書類に準ずる。）

イ 商業登記履歴事項証明書（公告日以降に交付されたもの）

ウ 定款（最新のもの）

エ 直近3年分の会社法（平成17年法律第86号）に規定される計算書類及び事業報告

オ 会社概要（最新のもの（パンフレットも可））

(2) 提出方法

ア 郵便（書留又は簡易書留）によることとし、持参、電子メール及びファクシミリによる提出は認めない。

イ 封筒の表書きに「唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託プロポーザル参加資格確認申請書在中」と記載すること。

(3) 提出期限

令和8年6月1日（月）午後5時（必着）

(4) 提出場所

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局業務課業務係

2 プロポーザル参加資格確認申請の審査

応募者のプロポーザル参加資格の確認を行うため、審査を実施する。

3 プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年6月5日（金）

4 説明会の開催及び提案書作成に必要な資料の貸出し

参加資格審査の結果、プロポーザル参加事業者に対して次のとおり説明会を開催する。

また、説明会当日、業務提案書及び業務提案見積書（以下「提案書等」という。）の作成に必要な資料の貸出しを行う。

なお、指定日時以外には、資料の貸出しを行わないものとする。

(1) 開催日時 令和8年6月12日（金）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 開催場所 唐津市役所本庁舎5階第501会議室

(3) 参加人数 1参加事業者当たり2名以内

(4) 貸出期間 令和8年6月12日（金）からヒアリング実施日まで

5 業務提案書等に係る質問の受付

業務提案書等の作成に係る質問がある場合は、質問内容を簡潔にまとめ、提出すること。

(1) 提出場所

唐津市上下水道局業務課業務係

TEL 0955-72-9145

E-mail suidou-gyoumu@city.karatsu.lg.jp

(2) 提出方法

任意の様式により電子メールにて提出し、件名は次のとおりとする。なお、送信確認として電話連絡すること。

【参加事業者名】唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託（質問書）

(3) 受付期限

令和8年6月26日（金）午後5時（必着）

6 質問に対する回答

提出された質問は、令和8年7月2日（木）午後5時までに、質問者を匿名化し、参加事業者全員へ電子メールにて回答する。

7 関係図書の公開及び入手方法

令和8年5月1日（金）から本市ホームページ（<http://www.city.karatsu.lg.jp/>）でダウンロードすること。

8 業務提案書等の提出

プロポーザル参加資格の確認において、当該参加資格があると認められた場合は、プロポーザル参加事業者は次とおり提出すること。

(1) 提出書類

ア 業務提案書（第2号様式）

イ 提案見積書（第3号様式）

(2) 提出方法

ア 業務提案書は、提出部数ごとに綴り、書留又は簡易書留のいずれかの方法により水道工務課給配水係へ提出すること。持参及びファクシミリによる方法は認めない。

イ 提出された書類の書換え、引換え又は撤回することはできない。

(3) 提出場所

〒847-8511

佐賀県唐津市西城内1番1号

唐津市上下水道局業務課業務係

(4) 提出期間

令和8年6月8日（月）午前8時30分から令和8年7月31日（金）午後5時まで（必着）

(5) 提出部数

提出部数については、次のとおりとする。

ア 正本 1部

イ 副本 7部

(6) 提出書類の作成方法

提出書類の作成に当たっては、委託者から特別な指示がない限り、次項の業務提案書作成上の留意事項を参照のうえ、次の点に留意すること。

ア 使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

イ 原則として横書きで記載すること。

ウ 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

(7) 業務提案書作成上の留意事項

業務提案書の作成に当たっては、次の事項に留意し、作成すること。

ア 作成上の留意事項

- (ア) 業務提案書は第2号様式（別紙を含む。）を使用し、サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとすること。
- (イ) フォントは、原則としてMS明朝体10.5ポイントで統一すること。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- (ウ) 業務提案書ごとに、各ページの下中央に通し番号を付すること。
- (エ) 図表等を使用する場合、「A3版」を使用するときは、折り綴じ、業務提案書に記載する参加番号を必ず記入すること。
- (オ) 業務提案書には、ロゴマークの使用を含め、会社名が分かるような記述は避けること。（ただし、イ記載事項(ウ)で定める契約書、仕様書等の写し又は履行証明書を除く。）
- (カ) 詳細評価項目ごとに、5枚以内にまとめること。
- (キ) 提出の際は、詳細評価項目の順に綴じること。
- (ク) 業務提案書は、ヒアリングの際に内容確認を行うことがある。
- (ケ) 業務提案書は、確実に実現できる範囲で記載すること。

イ 記載事項

- (ア) 業務提案書（別紙を含む。）の「参加番号」欄には、プロポーザル参加資格結果通知書に記載されている参加番号を記載すること。
- (イ) 経営比率計算書（別紙2）は、直近の決算の内容で算出すること。
- (ウ) 詳細評価項目別業務提案書（別紙3）の「評価項目」欄には、評価基準の「評価項目」を記載すること。
- (エ) 詳細評価項目別業務提案書の「詳細評価項目」欄には、評価基準の「詳細評価項目」を記載すること。
- (オ) 業務提案に当たっては、評価基準の詳細評価項目ごとに、評価内容について詳細に記載すること。
- (カ) 詳細評価項目「業務実施体制」のうち、「配置予定者の資格・業務経験等」については、配置予定者に関する提案（別紙4）に記載すること。
- (キ) 詳細評価項目の評価内容において、配置人員など体制を求める提案については、任意様式によるフロー図についても可とする。
- (ク) 詳細評価項目「受託実績」については、管路維持管理等業務受託実績一覧（別紙5）に記載すること。

9 ヒアリングの実施

プロポーザル参加事業者に対し業務提案書の内容について、ヒアリングを実施するものとし、日程は別途通知する。

10 本委託業務に係る提案見積限度額

金1,331,350,000円（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）

この金額は、5年間の提案見積限度額とし、契約時の予定価格を示すものではない。

また、提案見積額がこの限度額を超える場合、失格とする。

11 申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合の取扱い

プロポーザル参加資格確認申請及びプロポーザルを行った者が1者の場合であっても、原則として当該プロポーザルは実施し、審査・評価を行う。

12 プロポーザルの辞退

- (1) プロポーザル参加資格者は、受託候補者が決定するまでの間、いつでもプロポーザルを辞退することができる。
- (2) プロポーザルを辞退する者は、プロポーザル辞退届を持参又は郵送若しくはファクシミリにより提出すること。

13 プロポーザル参加に係る申請書類等の作成に関する取扱い

- (1) プロポーザルへの参加等の際に必要となる書類の作成に要する費用は、申込みをした者の負担とする。
- (2) 業務提案書、提案見積書（以下「業務提案書等」という。）の提出後から受託候補者の決定までの間、業務提案書等に記載された内容の変更は認めない。
- (3) 提出された業務提案書等は、返却しないものとする。

IV 受託候補者の選定等

1 評価体制

唐津市水道事業等包括的委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において評価を実施する。

2 評価の方法

評価は、参加事業者が提出した提案書に基づき算出する業務評価点と提案見積額（消費税及び地方消費税を除いた額をいう。以下同じ。）により算出する価格評価点との合計点数（以下「総合評価値」という。）により行うものとする。

総合評価値＝業務評価点＋価格評価点

3 受託候補者の選定

受託候補者は、次に掲げるすべての要件を満たすプロポーザル参加事業者のうち、総合評価値が最も高い者とする。

- (1) 提案見積額が提案見積限度額の範囲内にあること。
- (2) 業務評価点が最低基準点以上であること。

4 評価基準

評価項目	詳細評価項目	配点	小計
会社概要	財務状況	5	10
	基本理念	2	
	受託実績（水道事業に限る。）	3	
業務実施体制、人材育成及び地域貢献	業務実施体制	7	15
	人材育成	5	
	地域貢献に関する事項	3	
委託業務	管路パトロール等業務の実施方法	12	45
	弁栓類点検清掃等業務の実施方法	6	
	漏水修理に関する業務の実施方法	14	
	窓口受付等業務の実施方法	6	
	外注及び物品調達に関する事務業務の実施方法	7	
個人情報保護及び危機管理体制	個人情報保護	5	10
	危機管理体制	5	
提案見積額	提案見積額	20	20
合計			100

5 得点化方法

(1) 業務評価点における得点化方法

業務評価点は、選定委員会が評価基準に従い、評価項目ごとに評価する得点の合計をもって充てるものとする。

各評価項目については、次表に定める5段階評価による得点化方法により得点を付する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	良い	配点×1.0
B	少し良い	配点×0.8
C	普通	配点×0.6
D	少し悪い	配点×0.4
E	悪い	配点×0.2

(2) 価格評価点における得点化方法

価格評価点 $= [0.5 - \{(当該提案見積額 - 平均提案見積額) / 平均提案見積額\}] \times 価格配点$

なお、 $[0.5 - \{(当該提案見積額 - 平均提案見積額) / 平均提案見積額\}]$ の値が、負の値となるときは「0」とし、1を超えるときは「1」とする。

※小数点第2位以下を四捨五入する。

6 業務評価点の最低基準点

業務評価点の最低基準点は、選定委員会において事前に決定する。

7 評価内容

(1) 会社概要

ア 財務状況（配点5点）

会社の規模及び経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるか、次の点に留意し、その内容について評価する。

(ア) 資本金

(イ) 自己資本比率

(ウ) 流動比率

(エ) 固定比率

イ 基本理念（配点2点）

本業務を実施するにあたって、水道事業全般に対する理解度、取組方など企業の基本的な考え方、基本理念について評価する。

ウ 受託実績（配点3点）

令和3年度から令和7年度までの間に、唐津市水道事業もしくは他事業体において、単独企業又は共同企業体の代表構成員として管路維持管理等業務の受託実績について評価する。

(2) 業務実施体制、人材育成及び地域貢献

本号及び次号においては、最小の経費で最大の成果を達成するという包括的委託業務の主旨に沿った業務の履行が可能であるかに留意し評価する。

ア 業務実施体制（配点7点）

業務を実施するために必要な組織体制の整備が適正であるか、次の点に留意し、その内容について評価する。

さらに、独自の発想による効果的な業務実施体制の提案についても評価する。

(ア) 年中無休のサービスが途切れない実施体制

(イ) 上記の実施体制を可能にする配置予定者の資格、業務経験

イ 人材育成（配点5点）

技術向上のための定期的な研修を行う等、契約期間内における訓練教育、技術水準の向上

対策等が提案されているかに留意し、その内容について評価する。

ウ 地域貢献（社会貢献、地元経済及び地元雇用）に関する事項（配点3点）

地域貢献に関し次の点に留意し、その内容について評価する。

(ア) 過去の受託業務における地域貢献

(イ) 本市への貢献の提案

(ウ) 本業務を受託した場合の地元雇用（市内在住者及び雇用後市内在住を前提とする者の雇用）及び本業務の従事経験者の雇用

(3) 委託業務

ア 管路パトロール等業務の実施方法（配点12点）

国のガイドライン等の主旨に沿った予防保全型の管路維持管理であるかに留意し評価する。

(ア) 班体制及び作業計画（安全対策を含む）

(イ) 地上で発見できない漏水、陥没等の把握を可能にするパトロールの手法

(ウ) パトロールの結果を受託者内及び委託者と共有し、維持管理にフィードバックできる手法

イ 弁栓類点検清掃等業務の実施方法（配点6点）

作業が困難な場合を想定したものであるかに留意して評価する。

(ア) 班体制及び作業計画（安全対策を含む）

(イ) 弁栓操作が必要な場合における点検の方法

ウ 漏水修理に関する業務の実施方法（配点14点）

老朽化が進んでいる中で、特に影響が大きい場合の漏水時の対応について評価する。

(ア) 離島での漏水時における復旧体制

(イ) 同時多発的に漏水が発生した場合の復旧及び給水

(エ) 医療機関、大規模事業所等に影響が及ぶ場合の対応

(オ) 技術的に施工が困難な場合における復旧のシミュレーション

エ 窓口受付等業務の実施方法（配点6点）

煩雑な内容についても、明快に対応・処理できるかについて評価する。

(ア) 受付内容を最短で完結し、かつ、住民からの満足度向上を可能にする手法

(イ) ハードクレーム等に対する対応方法

(ウ) 上水道管路以外の通報・問い合わせがあった場合の対応

(エ) 給水装置に関する問い合わせ、苦情に対し、水道法その他の法令・基準に沿った現地対応及び説明

オ 外注及び物品調達に関する事務業務の実施方法（配点7点）

効率的な事務業務であるかについて評価する。。

(ア) 経済性を考慮した発注

(イ) 緊急で発注が必要な場合の業者確保及び物品調達

(ウ) 外注において専門的技術が必要な場合での適切な施工管理

(4) 個人情報保護及び危機管理体制

ア 個人情報保護に関する事項（配点5点）

個人情報保護に関し次の点に留意し、その内容について評価する。

- (7) 個人情報保護管理体制及び業務従事者への指導体制
- (イ) 社内研修体制
- (ウ) 個人情報の流出対策

イ 危機管理体制に関する事項（配点5点）

災害及び緊急時の危機管理体制に関し評価する。

- (7) 長期間にわたる断水時におけるライフライン確保の体制
- (イ) 従来の手法に留まらない民間主導の体制

(5) 提案見積額

提案見積額（配点20点）

提案見積額は、当該評価基準の価格評価点における得点化の方法により得点を付与する。

8 総合評価値が最も高い者が2以上いる場合の取扱い

総合評価値が最も高いプロポーザル参加事業者が2者以上いるときは、次の項目を順に判定して選定を行う。

- (1) 業務評価点が高い者
- (2) 委託業務に関する評価点が高い者
- (3) 提案見積額が低い者

9 受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

受託候補者の選定結果を受理した日の翌日から起算して3日以内（唐津市の休日を定める条例（平成17年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）に受託候補者と選定されなかったプロポーザル参加事業者から請求があったときは、当該請求者が受託候補者とされなかった理由を、当該請求を行ったプロポーザル参加事業者に書面により通知するものとする。

10 契約保証金の額、納入時期及び返還時期

(1) 契約保証金の額

ア 契約金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上に相当する金額とする。

イ 次のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

- (7) 当該契約について、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合
- (イ) 当該締結予定の契約の締結を行う日前2年間に当該締結予定の契約と種類及び規模を同じくする契約を市又は国（公社、公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行しており、かつ、当該締結予定の契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合
- (ウ) 市長が特に保証金の免除が必要と認めた場合

ウ プロポーザル保証金の納付は、国債、地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(2) 契約保証金の納入時期

契約保証金は、契約と同時に納入すること。

(3) 契約保証金の返還時期

契約保証金は、契約を履行した後、これを返還する。

第 1 号様式

プロポーザル参加資格確認申請書

年 月 日

唐津市水道事業

唐津市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

令和 8 年 5 月 1 日付け唐津市企業管理公告第 6 号で公告があった唐津市上水道
管路施設等維持管理業務包括的委託へのプロポーザルに参加を希望しますので、
次の書類を添えて申請します。

なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

添付資料

- 1 商業登記履歴事項証明書（公告日以降に交付されたもの）
- 2 定款（最新のもの）
- 3 直近 3 年分の会社法に規定される計算書類及び事業報告
- 4 会社概要（最新のもの（パンフレットも可））

第 2 号様式

業務提案書

年 月 日

唐津市水道事業

唐津市長 様

所在地

商号又は名称

代表者名

⑩

担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

E - m a i l

令和 8 年 5 月 1 日付け唐津市企業管理公告第 6 号で公告があった唐津市上水道
管路施設等維持管理業務包括的委託に係る業務提案書を提出します。

なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

1 参加番号

2 添付資料

- (1) 業務提案書鑑 (別紙 1)
- (2) 経営比率計算書 (別紙 2)
- (3) 詳細評価項目別業務提案書 (別紙 3)
- (4) 配置予定者に関する提案 (別紙 4)
- (5) 上水道管路維持管理等業務受託実績一覧 (別紙 5)

別紙 1

唐津市上水道管路施設等維持管理業務包括的委託
業務提案書

参加番号	
------	--

※ 「参加番号」欄には、プロポーザル参加資格結果通知書に記載されている参加番号を記入すること。

別紙 2

経営比率計算書

			参加番号
自己資本比率	$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資本}} \times 100$	_____ × 100	%
流動比率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	_____ × 100	%
固定比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$	_____ × 100	%

※ 直近の決算の内容で算出してください。

※ 比率は、小数点第2位（小数点第3位以下を切捨て）まで記載してください。

別紙 3

詳細評価項目別業務提案書

参加番号	
評価項目：	
詳細評価項目：	

別紙 4

配置予定者に関する提案

参加番号	
------	--

1 資格別配置予定者数

資格名	人数	備考

備考 「資格名」の欄には、水道業務に関連する資格名のみを記載すること。

2 業務経験年数別配置予定者数

経験年数	人数	備考
5年未満		
5年以上10年未満		
10年以上15年未満		
15年以上20年未満		
20年以上25年未満		
25年以上30年未満		
30年以上		

備考 経験年数ごとの人数は、漏水修理、メーター取替業務その他水道施設工事に従事した年数により記載すること。

別紙 5

上水道管路維持管理等業務受託実績一覧

		参加番号	
1	契約名		
	委託期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	業務内容		
	委託者		契約金額 円
2	契約名		
	委託期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	業務内容		
	委託者		契約金額 円
3	契約名		
	委託期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	業務内容		
	委託者		契約金額 円
4	契約名		
	委託期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	業務内容		
	委託者		契約金額 円
5	契約名		
	委託期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	業務内容		
	委託者		契約金額 円

備考

受託実績内容が確認できる部分の契約書、仕様書等の写し又は履行証明書を添付すること。

第3号様式

提案見積書

項目	科目	科目別費用（円）		備考
		年額	5年総額	
業務委託費	(1) 管路パトロール等業務			
	(2) 弁栓類点検清掃等業務			
	(3) 水圧測定業務			
	(4) 洗管業務			
	(5) 導・送・配水管切替業務			
	(6) 漏水修理業務			漏水修理工事費除く
	(7) 管路の現場立会業務			
	(8) 給水装置に関する業務			
	(9) 窓口受付等業務			
	(10) 外注及び物品調達に関する事務業務			
	諸経費			
(11) 外注委託費			漏水修理工事費含む	
合計				

備考

- 1 別途配布の設計書を参考に見積もること。
- 2 「科目別費用」は、消費税相当額及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。